

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和 7 年度税制改正の概要 －基礎控除等の引上げ－
著者 / 所属	鎌田 素史 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472 号
刊行日	2025-2-3
頁	18-34
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和7年度税制改正の概要

— 基礎控除等の引上げ —

鎌田 素史

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和7年度税制改正の概要
3. 基礎控除等の引上げに係る課題
4. おわりに

1. はじめに

毎年度の税制改正は、各府省庁からの税制改正要望を踏まえ、与党（自由民主党及び公明党）の税制調査会における検討などを経て与党により税制改正大綱がまとめられ、これを受け、政府により税制改正の大綱が閣議決定されるという流れが定着してきた。一方、第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）の結果、与党が衆議院で過半数を割り、予算や法律案等の円滑な可決のためには野党の協力が必要となる情勢となったことにより、与党と国民民主党との間で経済対策や税制について協議を行う運びとなった。税制については、国民民主党は基礎控除等の引上げ、特定扶養控除に係る年収要件の引上げ、揮発油税等における「当分の間税率」の見直しなどを主張し、一部については改正の方向性が経済対策に盛り込まれた¹。その後、税制に関する協議が三党の税制調査会長等により行われていたところ、令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日、三党の幹事長により「いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。」「いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。」との内容が合意された。税制に関する協議はその後も続けられたものの、基礎控除を10万円、給与所得控除の最低保障額を10万円それぞれ引き上げる（103万円が123万円となる）とする与党の提案につい

¹ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）。この中で、「いわゆる「103万円の壁」については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる。また、「ガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）」については、自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得る。これらに伴う諸課題に関しては、今後、検討を進め、その解決策について結論を得る。」とされた。

て国民民主党の合意が得られず、同月17日に協議は打ち切りとなったが、同月20日、三党の幹事長により、幹事長間で合意した内容の実現に向け引き続き協議を進めることについて確認書が交わされた²。自由民主党及び公明党は、同日、上記の基礎控除等の引上げを含む「令和7年度税制改正大綱」（以下「令和7年度与党税制改正大綱」という。）を決定した。この中では、同月11日の合意内容を掲載しつつ、「引き続き、真摯に協議を行っていく。」と盛り込まれた。政府は、同月27日、「令和7年度税制改正の大綱」（以下「令和7年度政府税制改正大綱」という。）を閣議決定した。

本稿では、令和7年度税制改正について、両大綱等に基づき、その主な内容を紹介するとともに、関連する課題について述べる。なお、今後の三党による協議の進展によっては、基礎控除等の引上げなどの内容が大きく変わる可能性がある。

2. 令和7年度税制改正の概要

（1）基礎控除及び給与所得控除の引上げ

ア 基礎控除、給与所得控除

（ア）基礎控除

基礎控除は、一定の金額までの少額の所得については負担能力を見出すには至らないと考えられる³ことから税を課さないという趣旨で設けられている所得控除である。

所得税における基礎控除の額は、昭和40年は13万円で、その後、国民の所得の増加や物価の上昇などに応じて控除額が引き上げられてきたが⁴、平成7年度税制改正で38万円とされて以来、長らく据え置かれてきた。平成30年度税制改正において、多様な働き方に対応するため給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げる一方、基礎控除の額を10万円引き上げる見直しが行われ、令和2年から48万円となっている。この際、基礎控除の額について、合計所得金額2,400万円超で32万円、2,450万円超で16万円へと逡減し、2,500万円超で消失する仕組みも導入されている⁵。

図表1 基礎控除の推移

（単位：万円）

年・年度	所得税 (昭22年創設)	住民税 (昭37年度創設)
昭40	13	9
41	14	10
42	15	〃
43	16	11
44	17	12
45	18	13
46	20	14
47	〃	15
48	21	16
49	24	18
50・51	26	19
52・53	29	20
54	〃	21
55～57	〃	22
58	30	〃
59～62	33	26
63	〃	28
平元	35	〃
2	〃	30
3～6	〃	31
7～令元	38	33
2	最高48	〃
3～	〃	最高43

（出所）財務省資料、総務省資料より作成

² 「自民党、公明党及び国民民主党は、三党の幹事長間で12月11日に合意した内容の実現に向け、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」とされた。

³ 税制調査会『わが国税制の現状と課題』105頁（令5.6）

⁴ 基礎控除の額を昭和の時代に引き上げてきたことの方針について、政府は、「物価を含む生計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要などを踏まえて、税制改正プロセスの中で総合的な検討がなされ、逐次そうした対応がなされてきた。」と説明している（第216回国会衆議院予算委員会議録第1号（令6.12.5））。

⁵ 基礎控除は所得が高いほど税負担の軽減額が大きく、生活に十分余裕がある者には措置する必要はないという考え方に基づく。

（イ）給与所得控除

給与所得控除とは、給与所得の算出に当たり、給与等の収入金額から差し引くものであり⁶、その額は給与等の収入金額に応じて算定され、給与収入が162.5万円までは55万円（最低保障額）、給与収入が850万円超となると上限の195万円に達する。最低保障額は昭和49年に50万円で設けられ、昭和59年に57万円、平成元年に65万円へと引き上げられ、令和2年に基礎控除への振替で55万円へと引き下げられた⁷。

図表2 給与所得控除額【現行】

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	給与収入×40%－10万円
180万円超360万円以下	給与収入×30%＋8万円
360万円超660万円以下	給与収入×20%＋44万円
660万円超850万円以下	給与収入×10%＋110万円
850万円超	195万円

（出所）財務省資料より作成

イ 所得税額の算出の流れ

所得税額を算出する流れを大まかに確認すると、①各種の収入金額からそれぞれ必要経費等を控除して所得金額を出し、②これを合算した所得金額（合計所得金額）から損失の繰越控除を行い、その金額（総所得金額等）から基礎控除などの所得控除（人的控除等）を行って課税所得金額を算出する。③これに税率（超過累進税率）を掛けて所得税額を算出するという流れが基本となる。これを給与所得に即してみると、①給与収入から給与所得控除を行って給与所得を算出し、②給与所得から基礎控除などを行って課税所得金額を算出し、③課税所得金額に税率を掛けて所得税額を算出する。給与所得控除の最低保障額は55万円、基礎控除の額は最高48万円であることから、これらを合わせた103万円を給与収入が超えると課税所得金額が発生し、所得税が課されることになる。

ウ 令和7年度税制改正の内容

国民民主党は政策パンフレット（令和6年10月1日発行）において、「給料が上がる経済を実現するためには「消費」の拡大が不可欠です。そのために国民民主党は「手取りを増やす」政策を実施します。」とし、その施策の一つとして、所得税の減税を掲げ、「103万円の壁」の引き上げ 基礎控除等を103万円→178万円に拡大」としていた。三党による協議において、基礎控除等を引き上げること自体については合意が得られたが、その目的や引上げ幅、財源措置については議論が膠着した。

令和7年度与党税制改正大綱では、所得税の基礎控除等の見直しは「物価上昇局面における税負担の調整の観点」から行うものとしており、物価調整措置であることを明示している。その上で、平成7年から令和5年にかけて、消費者物価指数（総合）が10%程度上昇し、今後も一定の上昇が見込まれること、基礎的支出項目⁸の消費者物価が20%程度上昇しているという物価の動向を踏まえ、基礎控除の控除額を現行の最高48万円から最高58万円へと10万円、20%程度引き上げることとしている。控除額が逡減・消失す

⁶ 給与所得控除は、勤務費用の概算控除と、他の所得との負担調整のための特別控除の2つの性格を有するとされる（税制調査会『わが国税制の現状と課題』95頁（令5.6））。

⁷ その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものについては、総所得金額の計算上、一定の金額を給与所得の金額から控除する所得金額調整控除の適用を受けられる。

⁸ 支出弾力性（消費支出総額が1%変化する時に各財・サービスが何%変化するかを示した指標）が1.00未満の支出項目で、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当する。

る仕組みについては、2,350万円超で48万円、2,400万円超で32万円、2,450万円超で16万円へと逓減し、2,500万円超で消失することとしている。なお、個人住民税（地方税）の基礎控除については引上げを行わないこととしている。

給与所得控除については、給与収入が増加すれば控除額も増加するものの、最低保障額が適用される収入である場合には、収入が増えても控除額は増加しない構造となっていることを踏まえ、物価の上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円へと10万円引き上げることとしている。

以上の措置は令和7年分以後の所得税について適用し、源泉徴収については令和8年から適用することとしている（令和7年は年末調整で対応）⁹。

なお、財源については、令和7年度与党税制改正大綱において「基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。」とされた。令和7年度政府税制改正大綱においては、基礎控除の引上げで平年度5,450億円、初年度6,310億円、給与所得控除の引上げ等で平年度280億円、初年度320億円の減収をそれぞれ見込んでいる。

（２）特定親族特別控除の創設

ア 特定扶養控除

自己と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の親族（扶養親族）を有する納税者に対して、その担税力の減殺を調整する趣旨から、所得控除として扶養控除が設けられている。扶養控除の額は扶養親族の年齢によって異なり、所得税においては、19歳以上23歳未満の特定扶養控除は63万円とされている^{10, 11}。特定扶養控除は、教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一般扶養控除に金額を上乗せして控除するものである。

イ 特定親族特別控除の創設

アルバイトをしている学生等については、現行制度では、合計所得金額が75万円（給与収入130万円）以下かつ給与所得等以外が10万円以下の場合は、勤労学生控除の適用を受けられ、所得税が課されない¹²。一方、合計所得金額が48万円（給与収入103万円）を超えると、その親の所得税の計算において当該学生等が扶養親族の要件を満たさなくなるため、親が扶養控除を受けられなくなり、親の所得税額が増加することになる。特に、その学生等が大学生年代の特定扶養親族である場合には、特定扶養控除の額は63万円であることから、控除の有無によって親の所得税額が大きく変わる。このため、学生等が

⁹ 所得税における基礎控除及び給与所得控除の引上げに伴い、配偶者控除及び扶養控除における合計所得金額の要件について48万円以下から58万円以下に、ひとり親控除における総所得金額等の要件を48万円以下から58万円以下に、勤労学生控除における合計所得金額の要件を75万円以下から85万円以下に、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例における必要経費の算入の最低保障額を55万円から65万円に、それぞれ引き上げることとしている。

¹⁰ 16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の一般扶養控除は38万円、70歳以上の老人扶養控除は48万円（同居老親等加算がなされる場合は58万円）。

¹¹ 創設時の昭和63年12月は45万円で、数度の引上げを経て、平成11年に63万円とされて以来据え置かれている。

¹² 給与所得控除55万円＋基礎控除48万円＋勤労学生控除27万円＝130万円となる。

アルバイトの時間を抑制することとなり、人手不足の要因となっているとの指摘がされている。

そこで、三党による協議を踏まえ、19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円）までは、その親族等と生計を一にする納税者（親等）が特定扶養控除と同額の63万円の所得控除を受けられる特定親族特別控除を創設し、その親族等の合計所得金額の増加に応じて控除額が逡減する仕組みを導入することとしている。令和7年度政府税制改正大綱においては、平年度100億円、初年度120億円の減収を見込んでいる。

図表3 特定親族特別控除の控除額

親族等の合計所得金額	給与収入ベース	控除額
58万円超85万円以下	123万円超150万円以下	63万円
85万円超90万円以下	150万円超155万円以下	61万円
90万円超95万円以下	155万円超160万円以下	51万円
95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円
100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円
105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円
110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円
115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円
120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円
123万円超	188万円超	—

（出所）令和7年度政府税制改正大綱より作成

（３）個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額等の引上げ

国民の豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成を促進するため、個人型確定拠出年金（iDeCo）など、私的年金制度の充実を図る必要性が指摘されている¹³。

令和7年度税制改正では、確定拠出年金制度等について見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用することとしている¹⁴。iDeCo等の拠出限度額については、関係法令の改正により、企業年金に加入している者の場合、拠出限度額を現行の月額5.5万円から月額6.2万円へと引き上げるとともに、iDeCoの上限（月額2.0万円）を撤廃することとしている。企業年金に加入していない者の場合は、現行のiDeCoの月額2.3万円から月額6.2万円へと引き上げることとしている。これにより、勤務先の企業年金の有無等により生じていた拠出限度額の差異が解消されることになる。また、自営業者等については、国民年金基金の掛金額の上限を現行の月額6.8万円から月額7.5万円へと引き上げることとしている。

（４）子育て支援に関する政策税制

子育て世帯が、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えといった様々なニーズを抱えていることを踏まえ、税制面から支えるため、令和6年度与党税制改正大綱¹⁵では、①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充、②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充、③子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充について、高校生年代の扶養控除等の見直し¹⁶と併せて行う子育て支援税制

¹³ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）や経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）においては、iDeCoについて、拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げなどについて令和6年中に結論を得るなどとされた。

¹⁴ 例えば、確定拠出年金について、現行では、拠出時に事業主は掛金の全額を損金に算入することができ、加入者本人は小規模企業共済等掛金控除により掛金の全額を所得控除することができる。運用時の課税は行われておらず、給付時には、年金払いの場合は雑所得、一時金払いの場合は退職所得として課税される。

¹⁵ 自由民主党・公明党「令和6年度税制改正大綱」（令5.12.14）

¹⁶ 政府は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、少子化対策・こども政策を実施している。その中で、児童手当については、所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長することとし、令

として、令和7年度税制改正において行うこととされた。ただし、①と②については、令和6年度限りの措置として先行的に対応することとされた。令和7年度与党税制改正大綱においては、高校生年代の扶養控除の見直しは令和8年度以降の税制改正において検討することとし、①～③は1年間の時限的な措置として対応することとしている。

ア 住宅ローン控除の拡充

個人が住宅ローン等を利用して、住宅の取得等をし、自己の居住の用に供したときは、一定の要件の下、その取得等に係る住宅ローン等

図表4 住宅ローン控除の借入限度額【改正案】

借入限度額	居住年	令和4・5年	令和6・7年
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・若年夫婦世帯: 5,000万円
額	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・若年夫婦世帯: 4,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・若年夫婦世帯: 4,000万円

(出所)財務省資料等より作成

の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除することができる(住宅ローン控除)。令和6年度税制改正では、特例対象個人(子育て世帯・若者夫婦世帯)¹⁷が令和6年に新築住宅等に入居する場合には、借入限度額を上乗せし、令和4・5年入居の場合の水準を維持することとされた。

令和7年度税制改正では、令和6年度税制改正で対応した借入限度額の上乗せ措置について、令和7年限りの措置として講ずることとしている¹⁸。

イ 住宅リフォーム税制の拡充

個人が、自己が所有している居住用家屋について、耐震やバリアフリー等のための工事等を行った場合において、当該家屋を自己の居住の用に供したとき、一定の要件の下で、一定の金額をその年分の所得税額から控除することができる。令和6年度税制改正では、特例対象個人が子育て対応改修工事¹⁹を行い、令和6年4月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供したとき、工事費用相当額(限度額250万円)の10%を税額控除することができることとされた(最大25万円)²⁰。

令和7年度税制改正では、令和6年度税制改正で対応した特例措置について、令和7年限りの措置として講ずることとしている。

ウ 生命保険料控除の拡充

生命保険料控除は、一般の生命保険契約や個人年金保険契約などに支払った保険料のうち一定額を所得控除の対象とするものである。

和6年10月から実施している。令和6年度与党税制改正大綱及び令和6年度政府税制改正大綱では、高校生年代の扶養控除について、現行の一般扶養控除に代えて、高校実質無償化に伴い廃止された16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する上乗せ部分を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世代に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指すとされていた。また、この見直しについては、令和7年度税制改正において、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税の適用等について結論を得るとされていた。

¹⁷ 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

¹⁸ なお、床面積要件について、令和6年度税制改正では、特例対象個人に限らず、合計所得金額1,000万円以下の者が新築住宅に入居する場合に限り40㎡以上に緩和する措置が延長された。令和7年度税制改正では、これを1年間延長することとしている。

¹⁹ 住宅内における子どもの事故を防止するための工事や対面式キッチンへの交換工事など

²⁰ この控除を受ける年分の合計所得金額が、2,000万円以下であることが要件となっている。

令和7年度税制改正では、令和8年分の所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとしている²¹。

（５）中小企業税制

ア 中小企業者等の法人税率の特例

普通法人等に係る法人税の税率は23.2%であるが、中小企業者等²²については、年800万円以下の所得金額の部分に対しては19%に軽減されている。さらに、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）により、年800万円以下の所得金額の部分に対しては15%に軽減する特例措置が講じられている²³。この特例措置については、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在である中小企業者等を税制面から支えるため、その適用期限（令和7年3月31日）を延長するべきとの要望がなされていた。一方、資本金等の額を引き下げることにより、実質的には大企業であってもこの特例措置を受けられるという課題が指摘されていた。

令和7年度税制改正では、所得金額が年10億円を超える事業年度については年800万円以下の所得金額の部分に適用される税率を15%から17%へと引き上げること、グループ通算制度²⁴の適用を受けている法人を特例措置の対象から除くこととした上で、適用期限を2年間延長することとしている²⁵。

イ 中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の拡充等

中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が行う設備投資について、即時償却又は税額控除（10%（資本金等の額3,000万円超の場合は7%））の適用を認めるものである。また、中小企業投資促進税制は、中小企業者等が一定の規模以上の設備投資を行った場合に、特別償却（取得価額の30%）又は税額控除（7%（資本金等の額3,000万円以下に限る。））の適用を認めるものである。

両税制の適用期限は令和7年3月31日であるところ、令和7年度税制改正では、中小企業経営強化税制について、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の果敢な設備投資を促進するため、対象設備に建物を加える等の見直しを行い、また、中小企業投資促進税制について、適用要件の見直しを行うこととした上で、それぞれ適用期限を2年間延長することとしている。

²¹ なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更しないこととしている。

²² 本税制における中小企業者等とは、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるものなどをいう。

²³ リーマン・ショックにより資金繰りに苦しむ中小企業者等への支援のため平成21年に創設され、当初の軽減税率は18%であったが、平成24年から15%に引き下げられている。なお、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることが特例措置の適用要件とされている。

²⁴ グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度である。

²⁵ 令和7年度与党税制改正大綱では、「特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。」とされている。

（６）外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直し

ア 外国人旅行者向け免税制度

外国人旅行者等の免税購入対象者が、土産品等として国外へ持ち帰る目的で輸出品販売場（いわゆる免税店）において免税対象物品を一定の方法により購入した場合には、その購入に係る消費税が免除される。現行制度²⁶では、購入者が免税店において旅券等を提示して情報の提供を行い、免税店が、購入者が免税購入対象者であることを確認し、必要事項の説明と免税対象物品の引渡しを行う（価格に消費税相当額は含まれない）。この際、購入記録情報が、免税店から国税庁の免税販売管理システムを通じて税関に提供される。購入者は税関において旅券等と免税対象物品を提示し、免税対象物品を所持していなかった場合には、税関において消費税が徴収される。

この制度は、インバウンド消費の拡大に寄与する一方、多額・大量の免税対象物品が国外に持ち出されず国内で転売されるなど、同制度の不正利用が多発している。また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納のまま出国しているとされる。このため、令和６年度税制改正の大綱（令和５年１２月２２日閣議決定）においては、外国人旅行者向け免税制度を抜本的に見直し、令和７年度税制改正で結論を得るとされていた^{27、28}。

イ 令和７年度税制改正の内容

令和７年度税制改正では、出国時に持ち出しが確認された場合に免税店から購入者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直すこととしている。具体的には、免税店は購入者に消費税相当額を含めた価格で免税対象物品の引渡しを行う。この際、購入者は返金先の登録を行う。購入者は税関において旅券等と免税対象物品を提示し（購入から９０日以内）、税関が購入記録情報を基に確認し、免税販売管理システムを通じて確認をした旨の情報（税関確認情報）を免税店に提供する。免税店においては、税関確認情報を保存することを要件に消費税が免除され、購入者に消費税相当額を返金する²⁹。

また、リファンド方式への見直しと併せて、免税対象物品の範囲を見直すこととしている。具体的には、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額³⁰及び特殊包装³¹を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの

²⁶ 一般型輸出品販売場（事業者が、その販売場においてのみ免税販売手続を行う輸出品販売場）の場合。令和７年度税制改正では、一般型輸出品販売場と手続委託型輸出品販売場（免税手続カウンターにおいてのみ免税販売手続が行われる輸出品販売場）の許可の区分を廃止する等の見直しを行うこととしている。

²⁷ 「外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報（仮称）の保存を求めることとし、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和７年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。」とされた。

²⁸ 令和６年度税制改正では、買取業者が免税対象物品であることを知りながら仕入れた場合には、消費税の仕入税額控除を適用できないこととされた。

²⁹ 返金は、一般的には、免税店から委託を受けた承認送信事業者（いわゆる免税代行事業者）が担うことが想定されている。

³⁰ 免税対象物品は一般物品と消耗品に区分され、同一店舗一日当たりの購入上限額は、一般物品は５千円以上、消耗品は５千円以上５０万円以下とされている。

³¹ 消耗品については、一定の要件を満たした袋又は箱に入れ、開封した場合に開封したことが分かるシールで封印することとされている。

判断³²を不要とする等の措置を講ずることとしている。

以上の見直しは、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等に適用することとしている。

（７）法人版事業承継税制

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法³³の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件の下、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。平成30年度税制改正では、これまでの措置に加え、10年間の措置（令和9年12月31日まで）として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や、納税猶予割合の引上げ等を行う特例措置が創設された。

特例措置の適用を受けるためには経営承継円滑化法に基づく特例承継計画の認定等が必要となる。令和6年度税制改正では、新型コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を延長し、令和8年3月31日までとされた³⁴。一方、同税制には、役員就任要件³⁵が設けられており、これにより適用期限の3年前である令和6年12月31日までに後継者が役員等に就任していなければならず、同税制の活用が難しいことが指摘された。この点、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版では、「事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。」とされていた。

令和7年度税制改正では、特例措置における役員就任要件を見直し、贈与の直前において役員等であることとしている。

（８）結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、家計資産をより早期に若年世代に移転することにより経済活性化を図るとともに、子や孫の結婚・出産を後押しすることを目的とする制度であり、平成27年度税制改正で創設された。親・祖父母（贈与者）が金融機関と一定の契約を締結し、子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合に、1,000万円まで贈与税が非課税とされる。

本税制の適用期限は、令和5年度税制改正において令和7年3月31日とされた。令和5年度与党税制改正大綱においては、「次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する。」とされ、引き続き利用件数が低迷する等の状況にはあるものの、特にこども未来戦略の集中取組期間（令和8年度まで）であることを勘案し、令和7年度税制改正においては、適用期限を2年間延長することとしている。

³² 免税対象物品は、通常生活の用に供する物品とされ、事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は、免税対象物品には含まれない。

³³ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）

³⁴ なお、令和6年度与党税制改正大綱の中で、特例措置について、事業承継を集中的に進める観点の下、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、適用期限については今後とも延長しないと明言されている。

³⁵ 実際の承継時に、後継者が役員等に就任して3年以上経過している必要があるという要件。

（９）新たな国際課税ルールへの対応

令和３年10月にOECD／G20「BEPS包摂的枠組み」で取りまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に関する国際合意（「２本の柱」の解決策）は、第１の柱（市場国への新たな課税権の配分）と第２の柱（グローバル・ミニマム課税）から成る。

このうち第２の柱は、年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象とし、一定の適用除外部分を除いた所得について各国ごとに15%以上の最低税率を課すものであり、様々なケースにおいて対応するため、所得合算ルール（IIR）³⁶、軽課税所得ルール（UTPR）³⁷、国内ミニマム課税（QDMTT）³⁸の３類型がある。我が国では、令和５年度税制改正において、IIRを法制化するものとして「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の創設等が行われた。

令和７年度税制改正では、UTPRを法制化するものとして「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税」の創設等と、QDMTTを法制化するものとして「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」の創設等を行い、令和８年４月以後に開始する対象会計年度から適用することとしている。

（10）防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

政府は防衛力を抜本的に強化することとしており、防衛力整備計画（令和４年12月16日閣議決定）においては、令和５年度から令和９年度までの５年間の防衛力整備の水準を43.0兆円程度、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は40.5兆円程度（令和９年度は8.9兆円程度）とし、令和９年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、令和５年度から令和９年度までの同計画を賄う財源の確保について、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずるとしている³⁹。このうち税制措置については、令和５年度及び令和６年度の与党税制改正大綱において⁴⁰、法人税、所得税及びたばこ税に係る措置の内容が具体的に盛り込まれ、令和９年度に向けて複数年かけて段階的に税制措置を講じ、令和９年度において１兆円強を確保することとされた。

税制措置の施行時期については「令和６年以降の適切な時期とする」と記載されたものの具体的な時期の決定は先送りされてきた。ただし、令和６年度税制改正においては、法律の附則に、両大綱により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる旨の規定が盛り込まれた⁴¹。

³⁶ IIR（Income Inclusion Rule）は、軽課税国における子会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで親会社等の所在地国で課税する制度。

³⁷ UTPR（Undertaxed Profits Rule）は、グループの最終親会社等の所在地国がIIRを実施していない場合等に、親会社等の税負担が15%に至るまで子会社等に上乗せ課税をする制度。

³⁸ QDMTT（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）は、自国に所在する事業体の税負担が15%に至るまで課税する制度で、他国において上乗せ課税されるのを防ぐため、各国が導入することができる。

³⁹ 防衛力強化資金は、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和５年法律第69号。以下「防衛財源確保法」という。）により創設された。

⁴⁰ 同じ内容が、当該年度の政府の税制改正大綱にも盛り込まれている。

⁴¹ 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第74条。「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和九年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、

図表 5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（令和 5 年度与党税制改正大綱）（抜粋）

① 法人税
法人税額に対し、税率 4～4.5%の新たな付加税 ⁴² を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。
② 所得税
所得税額に対し、当分の間、税率 1%の新たな付加税を課す ⁴³ 。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税 ⁴⁴ の税率を 1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。
廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。
③ たばこ税
3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

図表 6 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（令和 6 年度与党税制改正大綱）（抜粋）

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和 5 年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、たばこ税については、加熱式たばこ紙巻たばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円／1本相当の財源を確保することとする。
--

令和 7 年度税制改正においては、防衛力強化に係る財源確保のため、法人税及びたばこ税について以下の税制措置を講じることとしている。所得税については、令和 7 年度与党税制改正大綱では「令和 5 年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103 万円の壁」の引上げ等の影響⁴⁵も勘案しながら、引き続き検討する。」とされた。

増収見込額について、令和 7 年度政府税制改正大綱では、防衛特別法人税の創設により、令和 8 年度 5,280 億円、令和 9 年度 8,210 億円、平年度 7,710 億円の増収、たばこ税の見直しにより、令和 8 年度 440 億円、令和 9 年度 1,170 億円、平年度 2,150 億円の増収をそれぞれ見込んでおり、これらを合わせ、令和 8 年度 5,720 億円、令和 9 年度 9,380 億円、平年度 9,860 億円の増収を見込んでいる⁴⁶。

ア 法人税

法人税額に対し、税率 4%の新たな付加税として、当分の間、防衛特別法人税を課することとし、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとしている。ま

所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とされた。

⁴² 付加税とは、同じ課税標準に課税する税や他の租税の税額を課税標準として課税する税のことをいう。

⁴³ 夫婦子 2 人の 4 人家族で給与収入が 500 万円の世帯では、所得税付加税 1%で年間給与収入の約 0.01%程度の負担になるとされる（第 211 回国会衆議院財務金融委員会議録第 18 号 24 頁（令 5.5.9））。

⁴⁴ 所得税に対しては、現在、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、付加税として復興特別所得税が課されており、その課税期間は平成 25 年から令和 19 年の 25 年、税率は所得税額（基準所得税額）の 2.1%である。

⁴⁵ 例えば、基礎控除等の額の引上げにより所得税の税収が減れば、付加税の税収も減ることになる。

⁴⁶ 防衛財源確保法の国会審議においては、税制措置による各税目の規模について、施行時期によるため精査が必要としつつ、目安として、法人税の付加税により 6,000 億円強から 7,000 億円強程度、所得税の付加税により 2,000 億円程度、たばこ税の引上げにより 2,000 億円程度と見込まれるとされていた（第 211 回国会衆議院財務金融委員会安全保障委員会連合審査会議録第 1 号 15 頁（令 5.4.19））。

た、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から基礎控除額として年500万円を控除することとしている⁴⁷。

イ たばこ税

加熱式たばこについては、重量要素（重量0.4gごとで紙巻たばこに換算）と価格要素（紙巻たばこ1本当たりの平均価格で紙巻たばこに換算）により紙巻たばこに換算する方式により課税されているが⁴⁸、加熱式たばこと紙巻たばこの間で最大3割程度の税負担差が存在し、課税の公平性を欠く状態にあると指摘されていた。そこで、この税負担差を解消し、これにより生じる増収を防衛財源に活用することとしている。具体的には、価格要素を廃止して重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とし、軽量化による税負担の不公平が生じないよう、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとすることとしている⁴⁹。この見直しについては、令和8年4月1日と同年10月1日の2段階で実施することとしている⁵⁰。

この見直しを行った上で、国のたばこ税率に特例を設け、現行で本則税率1,000本につき6,802円であるところ、当分の間、8,302円へと引き上げることとしている（1本当たり1.5円の引上げ）。引上げは3段階で行い、令和9年4月1日、令和10年4月1日、令和11年4月1日にそれぞれ1本当たり0.5円ずつ引き上げることとしている。

以上が令和7年度税制改正の主な内容である。令和7年度税制改正（内国税関係）による減収額は、初年度（令和7年度）6,800億円、平年度6,610億円と見込まれている（防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額を除く。）。

3. 基礎控除等の引上げに係る課題

（1）「103万円の壁」の概念

従来、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなり、世帯としての手取り収入が減ることから、これを避けるために配偶者が103万円を超えないよう就業を抑制する動きがあり、これをいわゆる103万円の壁と呼んできた。ただし、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の仕組みが昭和62年度税制改正で創設され、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯としての手取り収入が逆転することのないよう措置されているため、この意味での103万円の壁は解消

⁴⁷ 政府は、控除額500万円は所得に換算すると2,400万円程度であり、これにより全法人の94%が対象外になること、付加税を法人税率に換算すると1%程度であることから、企業活動に対して過度な影響を与えるものではないと考えている旨答弁している（第211回国会参議院財政金融委員会会議録第15号6頁（令5.6.13））。

⁴⁸ たばこ税の課税標準は、製造たばこの製造場から移出等する製造たばこの本数とされ、この場合の製造たばこの本数は紙巻たばこの本数によるものとされているところ、紙巻たばこ以外の製造たばこについては本数で捉えられないこと等を踏まえ、製造たばこの区分に応じて紙巻たばこの1本に換算している。

⁴⁹ 当分の間、次の区分に応じた方法により換算することとしている。

・紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ：重量0.35gごとで紙巻たばこに換算（1本当たりの重量が0.35g未満のものは、加熱式たばこ1本を紙巻たばこの1本に換算する）。

・上記以外の加熱式たばこ：重量0.2gごとで紙巻たばこに換算（品目ごとの1個当たり重量が4g未満のものは、加熱式たばこ1個を紙巻たばこ20本に換算する）。

⁵⁰ 第一段階においては、現行の換算方法と新しい換算方法を半々の割合で併用することとしている。

されている^{51、52}。

他方、現在言われている103万円の壁には、いくつかの種類がある。

まず、給与収入が103万円を超えると課税所得金額が発生し、所得税を納めることになる点を壁と捉えるものが挙げられる。確かに103万円を超えるとその超えた分に対して漸進的に税負担が発生することにはなるが、その税負担額は、その超えた分を上回るものとはならず、本人の手取り額は減らない。しかし、実際に、103万円を超えないよう就業を抑制している者が一定程度見受けられる⁵³。

また、扶養親族の収入が一定額を超えることによって納税者本人の税負担が増加する場合に、世帯全体の手取り収入が当該扶養親族の収入等が一定額を超えない場合に比べて減少する点を壁と捉えるものが挙げられる。103万円を超えると世帯全体での手取額が減少する可能性があることから、学生等が、親が特定扶養控除を受けられる水準の103万円を超えないよう、アルバイトの時間を抑制している事例がこれに当たる。これは、先に挙げた配偶者控除の問題に類似し、今般の改正で特定親族特別控除を創設することにより対応されることとなる。

さらに、ブラケットクリープ（物価上昇と同率で収入が増加した場合、物価動向を加味した実質的な収入が増えていない一方、税負担が累進的に増加することにより実質的な税負担率が上昇する事象）⁵⁴により実質所得が減少しているとの現状認識の下、その対応として基礎控除等の引上げが主張されることもある。名目賃金が増加傾向にあるとしても実際に高いブラケットに進んだ者がどの程度存在するのかは定かではないが⁵⁵、ブラケットクリープへの対応においては、本人の手取り額を減少させたり、世帯収入の逆転を回避するための就業抑制を招いたりする意味での103万円という水準は、直接的には課題とはならないように思われる。一方、基礎控除等が引き上げられることで税負担が生じなかったり軽減されたりすれば、就労時間や可処分所得の増加、これらに伴う消費喚起や企業収益の増につながることは期待される。

このように103万円の壁の概念は多義的に用いられ、焦点を当てようとしている事象が文脈により異なる場合があり、そもそも103万円の壁という呼称で問題設定することが適当なのか疑問なものもある。

⁵¹ 第212回国会参議院財政金融委員会会議録第2号25頁（令5.11.9）

⁵² この改正後も、103万円が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、103万円という水準が心理的な壁として作用している等の指摘があったことから、平成29年度税制改正において、配偶者特別控除が満額適用される配偶者の給与収入の上限を103万円から150万円へと引き上げる措置（合計所得金額48万円から95万円への引上げ）が採られている。

⁵³ 一般社団法人日本スーパーマーケット協会「パートタイム労働者「年収の壁」調査報告」（令5.9）によれば、年収額を一定の金額以下に抑えるため就業調整を行っていると回答した者のうち配偶者のない者の17.3%が「所得税を払いたくないから」、15.5%が「住民税を払いたくないから」と答えている。

⁵⁴ 第212回国会参議院予算委員会会議録第5号28頁（令5.11.28）

⁵⁵ 政府は、「個々の納税者の方の中には、いわゆるブラケットクリープの影響によりまして実質所得が減少している方もいらっしゃるとは、それは考えておりますが、所得税収全体に対するいわゆるブラケットクリープの影響を把握するには、個々の納税者の所得の変動のみならず、その要因についても把握する必要があることなどから、これがどの程度生じているのかといったことをお示しすることはなかなか困難であると考えております。」と答弁している（第212回国会参議院予算委員会会議録第5号28頁（令5.11.28））。

（２）基礎控除等を引き上げる政策目的

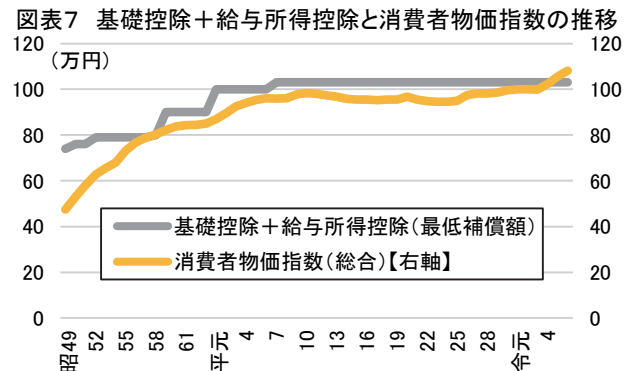
長らく低迷してきた物価は、足下では上昇している。一方で、物価上昇率を上回る賃上げは定着しておらず、生活に閉塞感を覚える人々が数多くいることは容易に想像でき、このような状況に対応しようとするには首肯できる。基礎控除の額は平成7年に38万円とされ、給与所得控除の最低保障額65万円と合わせた103万円という水準は、約30年間据え置かれてきた。この理由について、政府は、平成7年以降においては、「物価上昇率が現下の足下を除き低位で推移してきたため」と答弁している⁵⁶。また、基礎控除等の引上げは「デフレから完全脱却し、物価上昇や構造的賃上げが何年も継続的に持続する局面においては検討課題となり得る」とし、その局面とは、

「あらかじめ特定の条件や一定の環境を決めてそれを満たした場合に機械的に見直しを行うということではなくて、経済状況の変化に伴う家計負担の変化の状況、財政への影響、可処分所得を増やすという目的に照らして、所得税における所得控除の拡充という手法が最適なものであるかといった点などを総合的に考慮した上で検討される」と答弁している⁵⁷。引上げに当たり、この政府答弁において挙げられた各要素をどのように勘案し、整理したのか、確認する必要があるように思われる。

基礎控除等を引き上げる政策目的について、令和7年度与党税制改正大綱では、「デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに對して物価調整を行うもの」としている。この点、ブラケットクリープへの対応とする一方、手取りを増やす観点から基礎控除等を引き上げ、大規模な恒久減税を行うべきとする主張もあるが、これは本人の手取り額の減少や就業抑制を招く意味での壁の打破や、現下の物価上昇への対応に力点を置いた主張とは政策目的を異にするものである。これが明確に整理されないまま基礎控除等の引上げを所与のものとし、具体的な引上げ幅に焦点が当てられていることが、議論を複雑にする要因となっているように思われる。

（３）基礎控除等の引上げ幅と基準

基礎控除等の引上げ幅について、基礎控除を10万円、給与所得控除の最低保障額を10万円、合計20万円引き上げることとしている。一方、平成30年度税制改正では、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みを是正し、働き方に中立的な税制を実現する観点から、給与所得控除と公的年金等控除の控除額をそれぞれ10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げる改正が行われている。今般の見直しは、給与所得者以外には基礎控除の引上げ10万円分しか影響が及ばないことから、物価調整の効果は最低



保障額が適用される給与所得者と比べて低くなると考えられる。このことは、働き方に中立的な税制の在り方から離れるようにも見えることから、これらについて丁寧な説明が求められるように思われる。

基礎控除等の引上げの政策目的が物価調整であるならば、引上げの基準を物価上昇率とするのは自然であろう。その場合の物価とは、消費者物価指数（総合）、基礎的支出項目、食料などが挙げられるが、様々な政策において重要な指標とされている消費者物価指数（総合）とするのが基本と考えられ

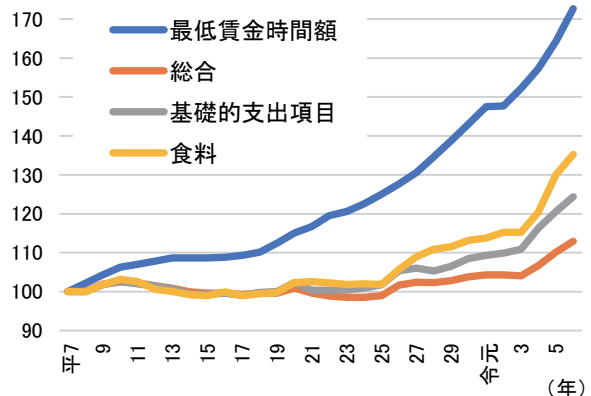
る。平成7年を100とすると令和5年は110、令和6年（1月から11月の平均。以下同じ。）は113と10%程度上昇しており、103万円を基準に換算すると、113万円、116万円となる。一方、与党は基礎的支出項目も勘案している。基礎的支出項目は平成7年を100とした場合、令和5年は121、令和6年は124と20%程度増加しており、124万円、128万円となる。なお、食料の場合には、令和5年は130、令和6年は135と30%程度増加し、134万円、139万円となる。

他方、平成7年と令和6年を比較した最低賃金の上昇率に基づく引上げを求める主張もある。最低賃金法（昭和34年法律第137号）においては、最低賃金を決定する際の基準として、労働者の生活のために必要な費用である「労働者の生計費」を考慮することとされ、これを考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう配慮するものとされている。ただし、最低賃金の上昇率は、労働者全体の賃金の上昇率と比較しても大きく伸びているが、これは政府が賃上げ促進の観点から政策的に引き上げようとしてきたことに負うところが多い。基礎控除を引き上げる際の考慮要素が物価だけでないとするならば（前掲脚注4参照）、最低賃金の上昇率も考慮され得るが、最低賃金の上昇率のみを基準として基礎控除を引き上げることが適当であるのかについては、大規模な恒久減税の実施の是非と併せて、なお検討が求められるように思われる。

（４）財源確保措置

令和7年度政府税制改正大綱では、基礎控除の引上げにより平年度5,450億円の減収を見込んでおり、令和7年度与党税制改正大綱では、物価調整を行うものであり特段の財源確保措置を要しないものと整理するとしている。これまでに行われた物価調整としての基礎控除の引上げに際しても特段の財源確保措置は講じられておらず、物価上昇に伴い税収も増加すると考えられるところ、その増収が充てられるものと観念することもできる。その上で、令和7年度与党税制改正大綱では、「仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。」としている。

図表8 最低賃金と消費者物価指数の推移
（平成7年を100とした場合）



(注) 1. 最低賃金時間額は全国加重平均額。
2. 消費者物価指数は年平均。令和6年は1月から11月までの平均。
(出所) 総務省資料及び厚生労働省資料より作成

政府は、国民民主党の主張する減税による国・地方を合わせた減収額は、一定の仮定を置いて機械的に計算すると、7～8兆円程度とした⁵⁸。これは、消費税率に換算すると3%程度分にも相当する規模である。また、三党協議で示された内閣府のマクロモデルを使ったシミュレーションでは、その減税を行った場合に消費、企業収益、雇用などに循環的あるいは波及的な影響はあるが、減税幅に見合うだけの増収につながるという数字は出なかったとされる⁵⁹。この点、働き控え等の供給サイドへの影響が考慮されていないなどの指摘があるが、それが税収にどう表れるのか具体的な金額は明らかでなく、それを踏まえても依然として数兆円の減収が生じることも考えられる。

減収に見合う財源を用意するべきとの立場に対しては、税収の上振れや予算の使い残し（不用）、外国為替資金特別会計の剰余金（外為特会剰余金）を充てられるとの見解もある。しかし、前の2つについては、金額をあらかじめ見込むことができず、年度により金額に波がある。そもそも、税収の上振れが生じた場合には特例公債の発行額が調整されており、不用額が生じた場合には決算剰余金として公債の償還や防衛財源などに充てることとされている。また、見積もりを精緻化できたとしても、その結果生じる税収や歳出削減額は特例公債の発行減額に充てられるべきものである。外為特会剰余金については、一般会計繰入分は一般財源として何らかの歳出に充てられており、これを基礎控除引上げの財源とした場合、その分、当該何らかの歳出を賄うため特例公債の発行が必要となる。このように、大量の特例公債の発行が常態化している中では、新たな財源と思しきものは特例公債の減額として吸収されることになる。

もっとも、特例公債を減税の財源としてはならないという制約はない。財源の問題は、結局、特例公債を発行してでも消費税率3%程度分にも相当し得る大規模恒久減税を行うべきかどうかによることと思われる。

この点に関連して、基礎控除は原則全ての納税者に適用されるため、これを引き上げると、所得の高い人ほど減税額が大きくなり、所得格差の拡大に振れるという構造にも付言したい。ごく単純に考えると、基礎控除10万円の引上げの場合、所得税の限界税率が5%のときは0.5万円、33%（基礎控除の逡減が生じる手前の所得水準）のときは3.3万円の減税となる。一方、75万円引上げの場合、5%のときは3.75万円、33%のときは24.75万円の減税となり、格差はより大きくなる。世帯構成が変われば、格差はさらに拡大し得る。また、物価上昇の影響を最も受けているであろう、所得税を納めていない層には何の恩恵もない点にも目を向けなければならない。このような構造上の課題は基礎控除を大幅に引き上げるとより鮮明になることにも留意する必要がある。

4. おわりに

令和7年度税制改正においては、地方税である個人住民税の基礎控除は引き上げられなかった。これは地方財政への影響を考慮したものとも見られているが、議論の過程においては、引上げによる地方税の減収は地方交付税で補填すればよいとの主張もあった。かつ

⁵⁸ 時事通信iJAMP「速報！林芳正官房長官会見（10月31日午前）」（令6.10.31）

⁵⁹ 第216回国会参議院予算委員会会議録第4号（令6.12.16）

て、地方税財政における地方分権改革を推進するため、三位一体の改革において所得税から個人住民税へと3兆円の税源移譲が行われ、大きな痛みを伴いながらも地方の自主財源の拡充が実現した。数兆円単位の所得減税の実施は、この税源移譲の成果を失わせしめる可能性があり、地方交付税による補填があったとしても財源構成において依存財源が大幅に増加することとなる。今後、個人住民税の基礎控除を引き上げる議論を行う際には課題として認識されるべきであろう。一方、個人住民税の基礎控除は据え置くこととされたことにより、個人住民税が課される水準が新たな壁として認識される可能性がある。所得税と個人住民税とでは役割が異なることもあり必ず同じ見直しを同時に行わなければならないというものでもないが、基礎控除の性質や物価調整のための引上げという趣旨を踏まえると、ややバランスを欠いた決着となった印象が否めない。

基礎控除の引上げは、就労時間や可処分所得の増加をもたらすことが期待されるが、逆に、パートタイム労働者において、引き上げられた範囲の収入に留まろうという意識を醸成し、フルタイム労働者への転換を差し控える効果を生む可能性も考えられる。

このように、3. で掲げたもののほか、国と地方の関係や働き方に対する中立性への配慮など、課題はなお残されており、施行状況を踏まえつつ、腰を据えた検討が求められるように思われる。その際、基礎控除が設けられている趣旨と、それに照らしていかなる状況や基準でこれを引き上げるべきかについては、改めて整理する必要があるように思われる。

選挙の結果を踏まえ、国民民主党の強い主張により動き出した基礎控除等の引上げに係る議論は、税収増が続く一方で依然として大量の特例公債を発行している財政状況の中、可処分所得を増やし経済活性化を図る上で国民負担や歳出規模はどうあるべきか、個人の働き方や家族の在り方が多様化する中で人的控除を始めとする税制はどうあるべきかという、我が国がこれまで抱え続けてきた大きな課題を考える端緒ともなろう。更なる議論の展開を期待したい。

(かまた もとふみ)